

敬老事業について

町では、多年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者の皆様に敬老の意を表し、富士見町敬老祝金条例及び富士見町介護予防・生きがい活動支援事業実施要綱に基づき祝品及び祝金を贈呈しています。

来年度も下記のとおり、祝品及び祝金の贈呈を依頼する予定でありますので、ご協力をお願いいたします。詳細につきましては、8月下旬頃、別途ご連絡いたします。

記

1. 祝品等について

贈 呈 品 ①入浴優待券・・・75歳以上の方

②お祝金・・・88歳になられる方【米寿】(条例規定)

③お祝金・・・99歳になられる方【白寿】(条例規定)

対 象 者 令和7年9月1現在で住民基本台帳に登録のある方

贈呈方法 区・集落組合ごとに贈呈対象者名簿を作成しお渡ししますので、地区の敬老会等に合わせ対象者に贈呈してください。各区・集落組合への贈呈品の受渡し方法は、8月下旬の通知でご案内いたします。

2. 入浴優待券について

75歳以上の方を対象とした「敬老福祉サービス」の一環として、また「健康寿命の延伸」施策として、高齢者の皆様ができる限り介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援するため、入浴優待券を贈呈します。

高齢者が入浴施設を利用することにより、運動機能の維持や交流の場を通じた生きがいづくりのきっかけとなることを期待した事業となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また入浴優待券について、令和5年度配布分より本人に加えて介助者1名(町外者も利用可能とし性別は同性に限る)まで利用ができるようになりましたので、ぜひご利用ください。

3. 高齢者名簿の提供について

令和5年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴い、各区・集落組合が敬老会の開催にあたり招待状等に使用する高齢者名簿(65歳以上75歳未満)について、令和5年3月31日をもって提供が終了しました(個人情報の提供には原則として本人の同意が必要となったため)。なお、区へ提供している高齢者名簿のうち75歳以上の名簿につきましては、町敬老事業(入浴券及び祝金配布)の実施に必要なため今後も継続して提供いたします。※申請書の提出は必要ありません。

担当：住民福祉課 介護高齢者係

電話：0266-62-9133(直通)